文書番号

様式第２４号（第２０条関係）

１）

様

 年 月 日

 国頭村長 　　　　　　　　　印

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５１条の１７第１項・児童福祉法第２４条の２６第１項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害福祉サービス受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 地域相談支援受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 通所受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支給取消に係る障害者（保護者） |  | 支給取消に係る児童氏名 |  |
| 支給取消日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 取消理由 |  |
| 障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は通所受給者証提出先及び提出期限 | 提出先：提出期限：　　　　年　　月　　日 |

不服申立て及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に国頭村長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、国頭村長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

問い合わせ先　国頭村役場　福祉課

住所　沖縄県国頭郡国頭村字辺土名１２１番地　電話番号　0980-41-2765